

市議会だより 安芸

第74号

平成29年 9月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

平成29年安芸市議会第2回定例会



伊尾木洞

【目次】

常任委員会審査報告	P 2
一般質問	P 3～P 12
議案等の審議結果	P 13～P 14
行政視察報告	P 14～P 15
9月定例会会期日程（予定）	P 16
議会日誌	P 16
編集後記	P 16

〔議会日程〕	
6月定例会（第2回定例会）	
9日	開会、議案上程、提案理由説明
13日	質疑、委員会付託
14日	総務文教委員会
20日	一般質問
21日	一般質問
23日	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

平成 29 年安芸市議会第 2 回定例会は、6 月 9 日から 23 日まで開催され、条例の改正、補正予算など 12 件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、20 日、21 日の 2 日間に 8 人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

常任委員会審査報告

総務文教委員会

議案第 51 号

安芸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い現行条例を改正するもので、育児休業を取得した職員が当該子が 3 歳に達する日までの間に再び育児休業を取得することができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務をしてきた職員が育児短時間勤務を終了してから 1 年を経過しない期間に再び短時間勤務をすることができると特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みをしているが、当面その実施が行われないことを規定すること等の改正をするもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第 52 号

安芸市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法等の改正に伴い、過疎地域において事業用生産設備等を新設または増設する場合の固定資産税の課税免除の対象業種について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに過疎地域の農林水産業を振興させるため、農林水産物を原料又は材料として製造・加工した物を販売することを目的とした農林水産物等販売業を加え、課税免除の対象となる期間を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するため現行条例を改正するもの。

〔賛成全員で可決〕

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1 ページ枠（文字と写真・イラスト併用可）及び、2 ページ枠（質問・答弁をそれぞれ 1500 文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ 1500 文字に足りない場合には空白が生じます。）を各議員の選択にて行っています。

一般質問、常任委員会審査報告、視察報告等の文体は、「〜」である。調で表記しています。



会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。また、市ホームページでも閲覧できます。

安芸市議会会議録

検索



一般質問



小松 進
(こころざし自由の会)

1 安芸市の観光事業
について

今年度は、志国高知幕末維新博が開催される中、安芸市の名所にも昨年を上回るペースで沢山の観光客が訪れている。

魅力ある安芸市観光を牽引して頂く為にも観光地を際立たせる観光資源として花は大変重要で心を、和ます大切な植物である。

平成28年度花の街角推進事業の実績を伺う。

問 何処に、どのような補助援助をしているか伺う。

答 山崎商工観光水産課長
平成28年度の実績は9件、35万5028円を交付している。交付先としては、土居公民館、日赤奉仕団など

の団体及び自主的に地域の美化を推進していただいている住民のグループである。なお、補助金ではなく、花の種や球根、用土、肥料、プランター等の原材料を支給させていただく事業であり、それに伴う植栽等の作業は申請者の方にお願している。

問 平成29年度実施計画を伺う。

答 山崎商工観光水産課長
実施計画はないが、予算の範囲内でできるだけ多くの方に利用していただき、地域の美化の推進にご協力いただきたいと考えている。

2 野良時計前県道沿
い花壇について

問 県道高台寺・川北線東西の両側の850m間に、様々な大きさの花壇が合計65個ある。昨年迄、野良時計前の北側の花壇やほとんどの花壇では雑草が観光客をお迎えしていた。安芸市に来れば必ず立ち寄る野良

時計通りの現状である。今年度は野良時計周辺の皆様がひまわりや、綺麗な花を栽培され素敵な花壇となっている。ひまわり畑は、今年も土居公民館長の声掛けのもと、主事、10地区の部落長他総勢100名を超える参加を頂き5月に種をまき、7月の白蓮祭りに開花の予定である。この事業もボランティアの皆様が畑の耕作や、畝立ての協力頂いて支えられ何とか、維持できているが高齢化・作業の多さで大変である。

問 安芸市だけでなく、県の協力・予算(補助)があるのかシルバー人材センターの皆様や色々な組織の皆様の人材確保が出来ないか伺う。

答 山崎商工観光水産課長
県の予算のことはお答えできないが、地元の住民の方が安芸土木事務所と協議の場を持ちたいということであれば、早急に対応させていただきます。

問 今まで報告して来た65

個の花壇を使って花の名所にするために、一年間の花の選択、苗や種を確保する事を提案する。どの位なら可能か伺う。

答 山崎商工観光水産課長
今年の予算は40万円であるが、野良時計前の景観整備のみを対象とした予算ではないので、予算の範囲内だけでできるだけ多くの方に利用していただきたいと考えている。

問 維持管理が厳しい中、他地域で花の愛好家の皆様の協力・民間企業のスポンサー花壇を、広報で募集できないか伺う。

答 山崎商工観光水産課長
県管理の場所となることから、県も交えた協議の場が持てれば、その時に協議していただければと考えている。

3 野良時計前のひまわり畑について

問 2、3年の間で宅地化が進んでいる。地主との借

地契約は大丈夫か伺う。

答 山崎商工観光水産課長
現在、2名の方から土地をお借りしている。契約は1年間だが契約満了の日から3ヵ月前までに地権者及び市の双方からならんらの意思表示をしないと引き続き1年ずつ契約する内容となっている。現在まで地権者からご意見もないことから、継続して契約できると考えている。

問 大切な景観を守るために、安芸市の資産として買い上げて維持するのか市長に伺う。

答 横山市長
市が土地を購入して維持していくという考えではなく、所有者の方と協議しながら景観の維持に努めていきたいと考えている。

一般質問



宇田卓志 (立志会)

1 安芸市新庁舎建設にかかわる、現在地移転問題

問 新庁舎移転について、市長が決定した案件のように思えるが、新庁舎建設案件は市長の専決事項か。

答 植野総務課長

庁舎の移転は地方自治法第4条で、位置を変更しようとするときは、条例で定めなければならないとなっており、条例を改廃する場合は、同法第96条第1項において議会の議決を要することとなっていることから市長の専決事項ではない。

問 新庁舎移転に関して市長に裁量権はあるのか。
答 植野総務課長

市長は候補地を提案する立場にあるが、決定には議会の議決を要することから、市長の専決事項でない。

問 市長は新庁舎建設場所について、さも移転が決まり、土居地区が候補地に挙がっているやに新聞や広報に表明しているが、それは議会や市民を無視した先走った行動ではないか。

答 横山市長

3月議会で現庁舎位置以外を候補とする方針を表明した。私から場所を特定したことはない。

問 安芸市の新庁舎建設場所については、移転も含めて全て白紙の状態か伺う。

答 横山市長

場所は全く決まっていないが、市として検討する方針を表明した。議会で決定いただくために、皆さんに情報をお知らせし、課題も共有していきたい。

問 地方公共団体の事務所位置の設定、変更について

地方自治法ではどの様に定められているか。

答 植野総務課長

地方自治法第4条第1項で「その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」となっている。

問 市役所の位置決定の基準として法により、住民の利便に最も適合するように、交通事情、他の官公署との関係等考慮すべき事が定められており、地方自治法では「なるべく同一場所に設けることが適当である」と

答 横山市長

されているが、法律を無視した新庁舎移転についてどのような施政方針か。

答 横山市長

交通網、交通手段が発達し、情報化が一層進展する中、現時点だけを捉えることなく、市民の利便性を考慮しつつ、庁舎の機能性や南海トラフ地震などの災害への観点も含めて、市全体の均衡を十分考えて、総合的に判断していかなければ

ならないと考えている。

合の顛末

問 議会の承認について、新庁舎建設場所について議会で一度も討議検討したこととはない。まして「現在地からの移転」など議会で討議も同意もした覚えはない。議会の無視は、市民の意見、意思を無視したことになる。それで良いのか。

答 横山市長

検討状況を議会で報告させていた。状況、課題をお知らせして、判断していただくのは議会の皆様である。

今後市民の意見を最大限聞いて新庁舎建設に取り組み、さきの西浜地区火葬場建設問題の様に土地購入や造成などを先行して多額の税金を無駄使いし、誰も責任を取らない事の無いよう、公正公平に市民の意見をよく聞き行動してほしい。

2 「安芸市災害対応通信システム導入工事」における談

問 安芸市発注の「安芸市災害対応通信システム導入工事」の入札参加業者らに、公正取引委員会が独占禁止法違反で排除措置命令を出した事は事実か。

答 松本消防長

安芸市の発注した工事は業者の関与も談合も関係がない。排除措置命令とも関係がない。

問 安芸市発注工事については談合事件とは関係なく、排除措置命令も出ていないとのことだがその根拠はいかなる証拠に基づくものか。

答 小松副市長

談合は警察や公正取引委員会が捜査して談合の証拠があれば排除措置命令や課徴金納付命令が出される。公正取引委員会が調査して、安芸市は課徴金納付命令の消防本部には入っていない。

問 市長、副市長、消防長は安芸市の工事について「談合は無かった」との答

弁だが、業者間の談合についてあなた方がどの様にしてあるなしを判断できるのか。その根拠と証拠を示せ。

答 小松副市長

先ほどの答弁と同じだが、談合調査する機関が調べてやっけないということだから、それを根拠にやっけないと判断している。

問 公正取引委員会から市長に宛てた文書について。タイトル、発送先、宛先、いつ誰が受け取ったのか。

答 植野総務課長

タイトルは「特定消防救急デジタル無線機器の発注に際して留意すべき事項について（連絡）」となっている。公正取引委員会事務局審査局長より安芸市長宛に出されており、2月6日に総務課で受付している。

問 情報公開請求で閲覧又は視聴取出来るのは原本か。

答 植野総務課長

原本を閲覧してもらうことになる。

問 情報公開請求で写しの交付としてコピーをいたたくがこれは「原本の写し」と考えてよいのか。

答 植野総務課長

消防の方で、原本をコピーしたのをコピーして情報公開したものである。

問 総務課の受付が平成29年2月6日で、市長以下5人の印鑑がある。しかし11日後の2月17日に提出された書類には、原本コピーの印が受付印も回覧印もない。以前にも消防署は見積書の日付を偽造した。受付印や回覧印はなぜ消えたのか、そのカラクリの説明を願う。

答 植野総務課長

この文書は、内容が消防救急デジタル無線に関する連絡書であったことから、一旦消防本部に回したが、宛名が安芸市長であったことから、総務課で受付処理した。消防では、受付処理する前に回した原本をコピーしたものを情報公開したものであり、市長の確認印

がないのはそのためである。

問 安芸市発注工事契約によると、施工業者が排除措置命令を受けた時には、請負金の2割(5670万円)

を安芸市に損害賠償しなければならぬ。賠償金の請求をせず放置するのか。

答 野川企画調整課長

工事請負契約書において、安芸市が賠償金として請求できるのは、安芸市が発注したこの契約に関して、排除措置命令や課徴金納付命令が確定したときとなっており、そうした事実がないので請求できないと考えている。

問 「損害賠償請求する考えは無い」と市民の財産である5670万円もの債権を放棄しようとしているが、市長にそのような裁量権はない。損害が発生していないとするその根拠を具体的に明確にせよ。

答 小松副市長

この契約に関して課徴金の納付命令があれば賠償責

任が発生するが、課徴金命令は、この契約に関しては出ていないので、この条項は適用できない。

安芸市発注工事を請け負った富士通ゼネラルは全国的に談合したとして排除措置命令がでている。安芸市発注工事について談合していない証拠はどこにもない。市長、5670万円の損害賠償請求をするかどうかは、簡単に結論を出さず、調査と熟慮をしていただきたい。市長に債権放棄に関する裁量権は無いのだから。

一般質問



川島 憲彦
(日本共産党)

1 市民のくらし支援
する市政について

問 小田原市で「保護なめんな」のジャンパーを着用し、受給者宅を訪問するなど、人権侵害の実態が明らかになった。小田原市長は「この問題は不適切なジャンパーを着用した行為に対し内部での見直しや異論が出てこなかった事にあると考える。市組織全体として市民に寄り添い、生活困窮者の諸問題の改善に取り組む」等と表明した。「保護なめんな」のジャンパー着用問題についてどのように考えるのか、又、安芸市においても生活困窮者に寄り添う行政が必要で、保護係だけでなく全庁的に取り組むことが重要と考える。今後どのように進めてゆくの

か伺う。

答 山崎福祉事務所長

真に生活支援が必要な方への配慮を欠いた不適切な行為である。長期間、組織的であり、市役所全体にも課題があったと考える。

答 小松副市長

職員全体で問題意識をもつて、レベルの向上に努めていく。

問 親の貧困が子どもの貧困につながり、それらを解消する対策が必要であると考える。については給食費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、教材費、給付型奨学金などの就学支援状況はどのようになっているのか、現状と今後の対策と周知について伺う。

答 藤田学校教育課長

本市就学費支給要綱及び奨学資金貸与条例に基づき実施している。今後も、広報等で周知し引き続き実施していく。給付型奨学金については、国制度等の動向

を注視していく必要がある。

問 生活困窮者支援事業として高知市や四万十町でおこなっている無料塾を安芸市も開設し、支援を行う考えはないのか伺う。

答 藤田学校教育課長

各学校とも放課後等を活用して、加力学習や基礎学力の定着に向けた取り組みを実施している。今後も、学習支援等の学習環境の充実に努めていく考えである。現段階での開設は考えていない。

問 国保税を払えば、残る所得が生活保護基準以下になるケースがある。介護保険にある様に、国保においても「境界層措置」の対応で国保減免が急がれるが考えを伺う。

答 畠中市民課長

境界層措置の導入については、国が検討を行っているのと聞いているので、国の動向を注視していきたい。

問 生活苦により国保税の滞納となり、正規の保険証が発行されず、治療をためらい、重症化や死に至るケースが後を絶たない。高知医療生協は悲惨な事例を生まないために「無料低額診療」制度を開始し多くが受診した。このような取り組みをどう思うか。また、国保税が払えないことによる資格証明書の発行や、慢性の病気に対しても短期保険証の繰り返しでは最悪の事態を招く恐れがある。資格証明書と短期保険証の発行中止を求めるが考えを伺う。

答 畠中市民課長

死に至るケースについては、本来に残念である。相談を受け、適切な福祉制度につなげていくことが重要であると考えている。資格証明書の発行は、世帯主との接触の機会を設けることを目的に実施している。医療機関での受診が必要となった場合は、特別事情を申し出ていただき短期の保険証を交付している。

問 平成30年から国保の都道府県単位化となる。国保税額はどのようになるのか、また、一般会計からの繰り入れで国保加入者への負担軽減を図るべきと思う。また、国に対し、国保への国の負担割合を増やす事を強く求める必要がある。今後どう対応するのか伺う。

答 畠中市民課長

税額については、検討中のため、答弁は控える。

答 横山市長

今年度から議員のご理解を得て一般会計から繰入れを行っているが、その都度、議員と協議をしながら進めていきたいと考えている。国保制度の強化については、引続き要望していく。

問 市民の苦難解決を図る行政の相談対応を充実させる必要がある。現状と今後の対応を伺う。

答 山崎福祉事務所長

「生活相談支援センター 安芸」や庁内の様々な部署で相談を受け、庁内はもちろん、外部機関とも連携しながら対応している。

一般質問



山下正浩
(立志会)

1 計略的な抵当権設定・後順位に於ける競売での無配当

問 市長・副市長に一言言っておく。市政を預り安芸市の未来を創造するべきトップ2人が、自分達の自己保身と責任逃れの為に、従来から担当職員に不条理な虚偽答弁をさせ、悠然と構えている様は、全くもって卑劣で理不尽極まりないものである。職員は堪ったものではない。気の毒である。説によれば、嘘もばれずに吐き通せば真実と言うが、あくまでこの虚偽答弁は真実であると主張し続け、加えてその自信に揺らぎがないのであれば、自ら答弁席に立ち正々堂々と答弁を行

うべきである。①登記簿謄本に於ける地番55315、乙区の順位番号6番の記載事項を伺う。②その順位番号5番の記載事項を伺う。③その順位番号5番の(イ)債権額(ロ)受付番号(ハ)共同担保を伺う。④950万円の債権額は明確に弁済されておる伺う。54年12月24日に弁済され25日に抹消したと、市自らが抹消登記をしておるではないか。公金を詐取する為ではないのか。⑤もし「950万円の弁済の事実が無い」とすれば、登記簿上での債権は生きておる伺う。⑥順位番号3番に係る(イ)抵当権者(ロ)債権額(ハ)抵当順位を伺う。⑦家屋に係る債権者ごとの抵当順位を伺う。⑧当時の貸付条例施行規則第9条1項の条文を伺う。⑨宅地に係る債権者ごとの抵当順位を伺う。⑩安芸市の抵当順位は計略的に家屋第3位・宅地第2位としておる伺う。⑪同条第2項の条文を伺う。だったら安芸市の抵当順位は家屋・宅地共に、第1位にし

なければならぬのではな

い。余りにも市民を裏切る、悪質極まる違法行為である。⑫定例会会議録第334号80ページ22行目・23行目の読み上げを願う。⑬「債権届出書」・「債権計算書」を作成し、裁判所に提出したのは債権者の安芸市である伺う。⑭債権届出書の記載事項の(イ)債権発生年月日及びその原因(ロ)登記の表示を伺う。⑮「債権計算書」とは何の様な物か伺う。⑯「計算書」に記載されている事項が紛れもない事実であって、競売に於て配当を受けようとする、明確なものを記載したものであろう伺う。⑰第335号定例会会議録92ページ22行目から、25行目迄の読み上げを願う。⑱課長、訳の分らん事を言ったらイカン。だったらどうして素直に債権額950万円に係る事項を記載して届け出しなかったのか伺う。⑲裁判所に提出された債権届出書及び債権計算書に記載された(イ)受付番号(ロ)抵当

権設定日(ハ)共同担保を伺う。⑳登記簿謄本の順位番号10番の(イ)債権者(ロ)受付番号(ハ)抵当権設定日(ニ)共同担保(ホ)債権額を伺う。市自らが裁判所に債権ありとして届け出したのは、債権額1000万円である。㉑法務局には虚偽の申請、裁判所には虚偽の届出書・計算書等々を作成させ提出しているが、だったら関係各機関を騙したという事か伺う。㉒競売に於ける(イ)高知信用金庫(ロ)公庫住宅融資保証協会(ハ)安芸市に対するそれぞれの配当額を伺う。㉓安芸市は配当0円となっているが、その最大の原因を伺う。平成25年にこの事件について、議会も体たらくで何等精査もせず、「権利の放棄」等と称して債権放棄をしておる。㉔権利の放棄とした(イ)総額(ロ)その内訳を伺う。㉕副市長、貸付当初にあくどい小細工等せず、正面に法令順守をしての貸付金額・抵当権設定日・抵当順位を第1位等々にしておれば、配当金で全て補われ、全く

被害は無かった伺う。この事件は貸付当初から、市と借受人との間で綿密な計画が練られ、犯罪とも言える数々の違法行為を繰り返して、堂々と不正が仕組まれたものである。自治体・議会共に市民は元より、職員からも最早信頼は喪失しておる。

答 大城財産管理課長

①5番抵当権抹消、昭和54年12月25日受付、第5288号として原因昭和54年12月24日弁済とある。

②抵当権の設定で、昭和54年10月22日受付、第3751号、原因は昭和54年1月25日金銭消費貸借、昭和54年10月19日設定、債権額金950万円、抵当権者は安芸市であった。

③(イ)950万円、(ロ)第3751号、(ハ)第872号。

④これまでの議会でも答弁したとおり、登記では弁済されたようになってはいるが、その事実はない。

⑤950万円の債権が生きているにもかかわらず、登記簿上抹消されたというこ

- とである。
- ⑥(イ)安芸市、(ロ)1000万円、(ハ)第3位。
- ⑦1位が住宅金融公庫、2位が高知信用金庫、3位が安芸市である。
- ⑧住宅新築資金の借受人は、住宅新築工事が完了したときは、貸付対象住宅について第1順位の抵当権を設定し、登記しなければならぬ。
- ⑨1位は高知信用金庫、2位は安芸市である。
- ⑩計略的かはわかりかねるが、施行規則に反した設定であった。
- ⑪宅地取得資金の借受人は、宅地取得の完了したときは、貸付対象土地について第1順位の抵当権を設定し登記しなければならぬ。
- ⑫「民事執行法等によりまして、不動産が競売に付される場合に、抵当権者が裁判所に債権を届け出して、配当を受けようとするものです。」
- ⑬安芸市である。
- ⑭(イ)昭和54年1月25日金銭消費貸借の当時の元金額885万1371円、(ロ)55年8月13日第3293号である。
- ⑮競売などの際、その配当を受けるために、債権者がそれぞれの債権額を届け出るものである。
- ⑯そのとおりである。
- ⑰「1000万円は実際には貸付けておりません。先のご質問で、ありもしない債権を裁判所に届けたかというところでございますが、登記上の抵当権の番号は、1000万円に係るものですが、届け出た債権は950万円に係るものの、残った残金について届け出をしております。」
- ⑱950万円の抵当権は抹消されているので、債権届け出をした時点で残っていた安芸市の登記上の抵当権は、1000万円に係るものしかなかった。そのためではないかと思われる。
- ⑲債権発生日は昭和54年1月25日金銭消費貸借契約、担保権の表示は昭和55年8月13日受付第3293号抵当権設定、共同担保目録はイ第1168号であった。
- ⑳(イ)抵当権者は安芸市、(ロ)第3293号、(ハ)昭和55年8月13日受付、(ニ)イ第1168号、(ホ)1000万円。
- ㉑登記が事実と整合しないためにこうなっている。
- ㉒(イ)高知信用金庫に659万5085円、(ロ)公庫住宅融資保証協会に489万5315円(ハ)安芸市には配当なし。
- ㉓抵当順位が劣後したためである。
- ㉔(イ)1172万474円、(ロ)元金503万912円、利息200万2553円、遅延損害金468万7009円。
- ㉕40年前におっしゃるとおりであれば問題はなかった。

一般質問



徳久 研二
(こころざし自由の会)

1 「高知東部自動車道南国安芸道路」と「阿南安芸自動車道安芸道路」について

で組織された四国のみちを考える会など、関係する多くの皆さまの要望活動などにより、今日、道路整備が着々と進められている。

事業化決定から現在までの進捗状況について問う。

竹部建設課長

南国安芸道路の安芸市分全6地区について設計協議が完了。用地の進捗率は、24%。また、赤野西地区では、工事も着工されている。安芸道路についても全6地区で設計協議が完了。伊尾木地区では用地買収に入っており、今年度は、川北地区、馬ノ丁地区においても用地買収に着手する。

用地買収が完了して何年以内に着工し、着工から完成までどれくらいの期間がかかるのか問う。

竹部建設課長

一定区間において用地買収の進捗が図られれば、埋蔵文化財の調査した後、全体の施工計画や土の切り盛りなどの状況により、順

次着工していく。また完成の時期については、工事の内容や進捗状況、予算的な関係もあり、一律には答えづらいが、早期完成に向けて取り組んでいくと聞いている。

南国安芸道路終点のランプ部と馬ノ丁の坂の市道の付替工事はいつ頃になるのか問う。

竹部建設課長

工事の着工時期は、現在、ランプ部の周辺、国道55号沿線においては、かなり用地買収が進んでいるが、用地調査、用地買収の状況を踏まえ判断していくと聞いている。

のいちインターから空港インター間の開通時期、また、東部自動車道全線の開通時期を問う。

竹部建設課長

のいちインターから空港インター間においては、調査設計、用地買収を推進中で、工事も本格的に進められている。開通見通しの公

表時期については、用地買収や工事等の進捗状況を踏まえ判断していくと聞いている。

周辺整備事業はいつ着工してどれくらいの期間で完了させるのか問う。

竹部建設課長

周辺整備事業の覚書に整備内容及び施工予定年次を示している。概ね10年間で完了するように進めている。

2 「じゅめん・なはり線」の経営安定化対策と利用促進対策について

鉄道経営助成基金の現在までの推移と今後の見通しを問う。

野川企画調整課長

県と沿線市町村が昭和63年度から積立を行い、平成8年度末で約10億円となっていたが、開業に向けて駅や高架橋等を整備したことにより平成13年度末には4億円に減少した。その後、基金の再造成等を行い平成

28年度末は約10億6000万円となっている。今後、基金は年々減少し、5年後には、6億7000万円、10年後には1億3000万円になると見込んでいる。

固定資産税相当額の基金への拠出や基金の再造成の可否を問う。

野川企画調整課長

固定資産税の25%相当額の拠出を継続する方向で議論している。再造成については、基金残高が10億円余りあるという現状では、県や関係市町村の理解を得ることは難しいと考えている。

高架橋の耐震補強工事を行っているが最大レベルの地震でも耐えられるのか、耐震補強工事が完了するのはいつ頃になるのか問う。

野川企画調整課長

高架橋は、最大級の地震動に対して、壊れても倒壊しないような設計となっている。補強が必要な高架橋の耐震工事は、平成38年度に完了する予定である。

一般質問



山下 裕 (新政の風)

1 庁舎建設について

問 市民より広く意見を聞くことと募集した意見書の趣旨ならば、なぜ広報に入れて全戸に配布しなかったのか。

答 大城財産管理課長 広報に掲載して様々なご意見をお寄せいただいた。書式の定めはなく、郵送やFAXなどでもいただいた。

問 記名、無記名の両方でやるべきではなかったか。

答 大城財産管理課長 不愉快な思いをなさった方もあるかもしれない。ご意見を正しく把握するため、確認の必要に備えて記名いただいたが、匿名での提出もあった。

問 今議会市長挨拶の本町商店街との協議とは、飲み会の場と聞いているが、公の場の協議と言えるのか。

答 横山市長 ざつぱらんに言える雰囲気、全員の方から直接ご意見を伺うことができた。また、後日改めて伺い、皆さんのご質問に答えることもできた。

問 地方自治法第4条の「市民の利便性と官公署との関係」を考えれば、現庁舎位置での建設を第一に考慮し、その為の施策を立てて市民に報告し起債確保に当たるべきと思うが。

答 横山市長 市民の利便性を考慮しつつ、機能性や、災害への対応の観点も含め、市全体の均衡を考え、総合的に判断していかねばならないと考えている。

問 市役所の利用人数は年間7万5000人で1日平均約300人の来客になる。中心地から離れると不便な

人が増えてくるが如何か。

答 大城財産管理課長 現在地、あるいはもっと便利な場所にサービス提供拠点を置くこともあわせて考える必要がある。

問 東日本の津波被災地の市街地では、津波の高さに耐えうる建物が多くの住民の命を救ったと聞いている。新庁舎を現在地に建設すれば、多くの住民の命を救う事になるが伺う。

答 五百蔵危機管理課長 市庁舎付近は、緊急避難ビルにより避難場所は確保されている区域であることから、必要性については、建設コスト等十分な検討が必要である。

問 現庁舎位置では被災後のアクセス道が困難と言っているが、国道の瓦礫処理が最優先され、災害復旧に対応出来ると思うが如何か。

答 五百蔵危機管理課長 道路啓開は、高知県道路啓開計画に基づき実施することとしているが、道路啓

開にあたる重機は、津波浸水区域外に存在するものが主に稼動すると考えると、国道から北側の道路から進むのではないかと考える。

2 看護学校設立は

問 平成31年4月開校の目は立っているのか伺う。

答 阜中市民課長 運営主体の一般社団法人に聞いたところ、平成31年4月開校に向けて学校の設置申請書の作成など、準備を進めているとのこと。

問 指導教員、基金の確保に向けての取組は順調に行っているのか伺う。

答 阜中市民課長 教務主任を4月に採用し、関係者、人脈を通じて確保していくとのことである。基金については、目標の8000万円に対して、約5000万円は目途がついているとのこと。

問 北川村の中岡新太郎館は観光客を引きつける工夫が沢山してある。歴史館とは歴然とした差を感じるが改良の予定はあるのか伺う。

答 大坪生涯学習課長 今後、大きな改良予定はないが、映像や音声などを引きつける展示は大事であるので費用対効果を含めて運営委員会で意見を伺う。

問 伊尾木洞へ6月だけでも50台以上の大型観光バスが来ている。対応に一番困っているのがトイレ状況だ。もっと汗をかき予算獲得に動いてほしいと思う如何か。

答 山崎商工観光水産課長 用地を取得しトイレを建設するとなれば、多額の費用が必要となり、一般財源のみでは困難である。このため、伊尾木洞を中心とした周遊ルートの確立、お金を落としていただける仕組みづくりができれば補助金をいただける可能性もあることから、現在、仕組みづくりを考えている。

3 観光地への取組は

問 観光地への取組は

一般質問



安 藝 久美子
(日本共産党)

1 環境政策について

(1)住民のリサイクル意識と
ごみ減量化について

問 徳島県上勝町の住民は
リサイクル分別も「なれば
苦にならない」という意
識になっている。ごみ減量
化の工夫をしている店には
認証制度を作ったことがNHK
テレビで放送されてい
るのを見た。

答 安芸市の職員が、上勝町
を視察したと聞いたが、誰
が、いつ行ったのか。視察
で感じたことをどのように
活かすのかを伺う。

問 植野環境課長

昨年度、環境課職員が行
った。ごみ処理の見える化
の推進と生ごみ処理機の補
助事業をさらに活用してい

ただくよう広くPRしてい
く。

問 今年6月、安芸市芸西
地区母親大会で、「PET
ボトルのラベルがしや雑
紙のリサイクル分別」の実
演がされ、「市が要望に努
力をしてきているので、
母親大会の私たちも協力し
よう」の呼びかけが行われ
た。環境課が行っている出
前講座の状況を伺う。

答 植野環境課長

地域の集まりや各団体な
どの会合で説明を行ってい
る。

問 出前講座の効果を伺う。

答 植野環境課長

雑がみの収集量は、前年
比、170%となった。

問 上勝町は、焼却炉がな
く、町と住民の意識の向上
や努力で、全国トップ、8
割が資源として、リサイク
ル化されている。

答 安芸市は、焼却施設メル
トセンターがあり、雑紙の
分別と生ごみ処理機の使用

で燃やすごみの減量化を推
進している。「混ぜればご
み、分ければ資源」という
住民の意識向上をどのよう
に感じているのか。

答 植野環境課長

本年度、ある会合で、P
ETボトルのフタはずしを
実演してくれており、「混
ぜればごみ、分ければ資源」
のすそ野が広がってきてい
るように感じている。

問 子どもの頃から、何で
もかわりを持つと効き目
があるというが、学校への
出前講座は行っているのか。

答 植野環境課長

毎年小学生の最終処分場
と清浄苑の社会科見学、河
川での水生生物調査などを
行っている。子供の頃から
豊かな自然、ごみ処理場を
体感することで環境問題に
対する意識の高揚につなが
っていくことを期待してい
る。

問 市の職員自身が分別で
きる対応が出来るのか。

答 植野環境課長

市民の皆様にお願ひして
いる以上、市職員が率先垂
範するように引き続き庁内
で情報共有していく。

(2)生ごみ処理機の普及と効
果について

問 生ごみ処理機は、補助
金対象になっている。この
制度の開始時と普及台数に
ついて伺う。

答 植野環境課長

平成6年度から昨年度ま
で電気式生ごみ処理機が6
46基、コンポスターとE
M容器が465基である。

問 私も生ごみ処理機の補
助金制度を活用し、昨年から使っている。生ごみと雑
紙の分別で、ごみを出す回
数が減った。処理した生ご
みを腐葉土と混ぜ、今年は
プランターで花と野菜作り
を楽しんでいる。

答 植野環境課長

補助金対象の処理効果は
どうか。又、市民の声を聞
くアンケート調査を行い、
今後に活かしたらどうか。

答 植野環境課長

「ごみ袋が軽くなった」、「生
ごみの減量化に貢献でき
る」などの声をいただいで
いる。補助申請の際、簡易
なアンケート的なものを実
施していきたい。

問 近年の制度活用台数。
市民に生ごみの水切りをお
願ひしている一方、生ごみ
減量対策としての普及率は
これでいいのか。伸ばせる
か。

答 植野環境課長

生ごみの減量化として、
生ごみ処理機の普及推進と
併せて全国的に取り組まれ
ている「食べ切り、水切り」
などについてもお願いして
いく。

問 今年度から、粗大ごみ
の戸別回収が始まったが、
状況を伺う。

答 植野環境課長

4、5月は7件の申し込
みがあり、5月末に3件
14個の粗大ごみの回収を行
った。

一般質問



小松進也
(こころざし自由の会)

1 人口減少対策

問 平成28年は安芸市の出生児がなんと70人まで減少した。この要因を問う。

答 また、自然人口減対策として、出生数向上施策をどう実行し、成果の有無と要因を問う。

答 野川企画調整課長

価値観やライフスタイルの変化による未婚者の増加と晩婚化の進行、また、将来の経済的負担や子育てへの不安などが影響していると考えられる。

答 横山市長

出生数の減少には様々な要因があり、その解消に向けて、結婚支援や第3子保育料、中学生までの医療費の無料化など子育て環境の

取り組みを強化してきたが、すぐに成果が現れるものではない。

問 総合戦略市民アンケートで希望出生数が2・38人で、最低2人は子どもを持ちたいと希望しているが実現できないという状況を変えていく必要がある。子どもがいる世帯が3人目、4人目と多子世帯となれるよう優遇する仕組みが必要だ。経済支援として、

(1)多子世帯の医療費についての所得制限のない優遇措置

(2)多子世帯の給食費の優遇措置

(3)多子世帯の親に対する介護保険料・国民健康保険料の優遇措置

行っているかどうか。

答 横山市長

多子世帯への支援は、重要と考えているが、自治体では限界がある。国が積極的に取り組む重要課題である。

問 阿南安芸自動車道完成による、ストローク効果の影響を問う。

答 横山市長

完成すれば、関西圏からの移動時間が短縮され、人や物の交流、流通が活発となり、観光振興や商機の拡大が期待できる。ストローク効果よりメリットの方が大きいと考えている。

問 自動車道完成に向けて、ベッドタウン型の町への検討や看護学校学生などの若者の居住支援助成制度の検討を問う。

答 小松副市長

総合戦略の中でも優良な若者向け住宅の提供を検討している。看護学校についても、生徒確保の観点から、民間賃貸住宅の活用や関西圏の病院とのタイアップなど、様々な検討をしている。

問 商工業の振興活性化政策と若者の雇用の受け皿としての企業誘致策を問う。

答 横山市長

商工業については、起業

者に対する支援と既存事業者が継続して事業を行うための支援が必要と考えている。企業誘致については、県と連携し誘致活動に取り組む。また、空き店舗等の情報収集や補助制度の検討、人材確保など、受け皿整備を進める。

2 市役所庁舎建替え

問 緊防債の対象費用は建物のみか。用地取得や造成、周辺整備は適用対象か問う。

答 野川企画調整課長

移転先の用地費や造成工事費も起債対象となる。

問 緊防債は、対象施設が津波浸水想定区域内での建替えはできないのか。また、浸水区域内とは津波浸水レベルのL1なのかL2なのか。

答 野川企画調整課長

浸水区域内での建替えについては、地理的な制約がある中で、高台移転と同等の効果が見込まれるものや、被災後の実効性が担保され

る場合は、対象となり得る。総務省の見解では、最大クラスL2の浸水区域外としている。

問 平成32年度までの緊防債を利用して庁舎完成を計画した場合の事業工程を問う。

答 大城財産管理課長

本年度中に建設地を決定し、平成31年度までに実施設計、32年度までに建築工事の計画である。9月議会中には複数の候補地案を示し示す。

問 浸水区域外の候補地で、建替えた場合に安芸市は災害前過疎にならない施策は検討しているのか。

答 小松副市長

庁舎の移転によって、過疎が進むとは考えていない。この庁舎移転を契機に跡地の活用も含めて考えていく、商業者と市役所が一緒になって考えていく、そういう契機になればいいのではないかと思う。ともに考えていきたい。

議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野	小松	藤田	小松	徳久	山下	宇田	吉川	米田	川島	山下	安藝久美子	小松	尾原
			弘昌	進也	伸也	進	研二	裕	卓志	孝勇	佐代子	憲彦	正浩	美子	文人	進一
平成 29 年第 2 回定例会																
45	専決処分した事件の承認を求める件〔平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 5 号）〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
46	専決処分した事件の承認を求める件〔平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
47	専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例の一部を改正する条例〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
48	専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
49	専決処分した事件の承認を求める件〔平成 29 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
50	農業委員会委員選任について同意を求める件	同意														
51	安芸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	-	○	○	欠	○	○	○
52	安芸市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	-	○	○	欠	○	○	○
53	平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
54	「給食費の無償化」を求める意見書	可決	×	×	○	○	○	○	欠	-	×	○	欠	○	○	○
55	「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	欠	-	×	○	欠	○	○	○
56	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	欠	-	×	○	欠	○	○	×
57	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	欠	-	×	○	欠	○	○	○
58	「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	欠	-	×	○	欠	○	○	×
59	国の教育予算をふやして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	欠	-	×	○	欠	○	○	×
60	日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	欠	-	○	○	欠	○	○	○

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。

※人事案件については賛否の公表はいたしません。

第2回定例会報告

報告番号	件名	結果
4	平成28年度安芸市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	受理
5	平成28年度安芸市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件	受理
6	平成28年度安芸市水道事業会計予算の繰越について	受理

常任委員会行政視察報告

総務文教委員会

日時 5月15日～17日

場所 千葉県富里市

静岡県下田市

視察参加者

徳久研二 小松進也

吉川孝勇 川島憲彦

小松文人 尾原進一

海からは約10kmの距離がある。災害は主に地震と台風等による風水害が多い。

富里市においては、①これまで災害の状況、②東日本大震災からの教訓、③防災対策の内容、④他自治体との応援協定の状況、⑤安芸市との今後の連携等について調査・協議した。

千葉県富里市は、岩崎彌太郎の長男久彌氏が晩年を過ごした場所であり、これが縁となつて平成28年3月29日に安芸市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結した。富里市議会の総務建設常任委員会は、既に昨年の11月に安芸市へ防災関係の調査に来ており、両市が相互に災害に関する理解を深めることが必要と考え、富里市の防災対策等について調査を行った。

静岡県下田市は、人口約2万2千人、伊豆半島の南端部東側に位置し、ペリー来航により徳川幕府が日本で最初に開港した下田港がある。下田港の近くで津波浸水区域内に市庁舎がある。現庁舎位置での津波による浸水深は6・5m、現庁舎は建設から60年が経過し、震度6以上で倒壊の危険がある。市の財政状況から見ても、国の緊急防災・減災事業債を活用しないと庁舎の建設財源がないなど、安芸市と非常によく似た状況の中で、移転に向けて取り組んでいる下田市の調査を

行った。

①市庁舎の移転決定に至った経過と移転決断の要素、②移転先候補地の選定基準と選定手法、③現庁舎移転後の跡地利用とまちづくり計画等について現地を含め調査・意見交換を行った。

日時 5月17日～19日
場所 島根県邑南町
島根県浜田市

産業厚生委員会

視察参加者

米田佐代子 山下裕

長野弘昌 藤田伸也

小松進 安藝久美子

邑南町での調査事項は、「田舎ツーリズムの取り組み」を説明願ひ現地視察。

田舎ツーリズムの狙いは①農山漁村の活性化↓受け入れることによって、民泊の主人の生きがい作り。
②地域経済の活性化↓起業、開業に繋がる。
③農山漁村への移住↓移住、定住に繋がる。

H18年1月29日から設立。会員登録数36軒（内民宿6軒）H28年度年間延べ受け入れ数150人の実績だ。案内されたお家は、リフォームをして、大変立派な民泊施設だった。玄関や机の上には、花が飾られ、ご夫婦のおもてなしが感じられた。裏には、小川が流れ、



静岡県下田市



千葉県富里市

魚釣り、又、木工体験、畑は山菜があり、子供達で食事の支度、体験型の教育旅行だ。本市では、春はナスの収穫、夏は魚釣り、秋は稲刈やユズ絞り体験等、閉校になった学校を利用すれば、山村の活性化に繋がっていくので、どんどん、進めていくべきだと感じた。

次に浜田市での調査事項

(1) ファミリーサポートセンター(2) 子育て世代包括支援センター(3) 施設の視察だ。

(1)では、「子育てを助けてほしい」「子育ての助けをほしい」という人達が会員となり一時的なお世話を有料で行うシステムが、がちり出来ていた。センターは会員(653名)の仲介をしているが金銭の授受は双方にまかしている。現在問題は無いとの事。本市も一刻も早く取り組むべきだ。

(2)では、妊婦出産育児の「切れ目のない支援」の実施がなされていた。(3)の方は廃園になった保育所がファミサポと、包括支援と合体しているのが便利だった。



島根県浜田市



島根県邑南町

本市においても、手本として進めていくべきだ。

委員長 米田佐代子

◎ 議員の寄附・挨拶状は公職選挙法で禁止されています。

※挨拶状(年賀状・暑中見舞い等)の禁止(ただし、答礼のための自筆のものは除く)

※寄附の禁止

※香典や結婚披露宴における祝儀の禁止

(ただし、本人が出席の上、通常一般の社交の範囲内であるときを除く)

※名刺広告の禁止

など、議員活動に対して法律上制限が加えられています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「市議会だより安芸」が市ホームページでも閲覧できるようになりました。

市ホームページ <http://www.city.aki.kochi.jp> → 安芸市議会
または
[安芸市 議会だより](#) で検索してください。

平成28年度
政務活動費
収支報告について

平成28年度の政務活動費収支報告については、市議会だより安芸第75号(平成29年12月1日発行)に掲載予定です。





9月定例会

- 15日 開 会
- 20日 質 疑
- 21日 総務文教委員会
- 22日 産業厚生委員会
- 27日 一般質問
- 28日 一般質問
- 29日 一般質問
- 10月 2日 採 決
閉 会

議会の傍聴はどなたでもできます。
 「市議会からのお知らせ」(会期日程及び一般質問の通告内容)を各公民館に配付していますのでご覧ください。
 次の定例会は9月です。

(問い合わせ)
 議会事務局
 TEL 三五・一〇一九
 FAX 三五・一〇二七

議 会 日 誌

5月

- 8日 議会広報特別委員会
- 9日 議会運営委員会
- 11日 産業厚生委員会
- 15日 総務文教委員会行政視察
(千葉県富里市・静岡県下田市)
- 17日 産業厚生委員会行政視察
(島根県邑南町・浜田市)
- 19日 全国市議会議長会定期総
- 24日

6月

- 6日 議会運営委員会
- 23日 議会広報特別委員会
- 28日 高知東部自動車道整備促進期成同盟会総会(田野町)
- 29日 南海地震対策調査特別委員会

7月

- 4日 福島県白河市議会会派行政視察のため来市
- 10日 阿佐線・国道整備促進特別委員会要望活動(高知市・香川県高松市)
- 11日 阿佐線・国道整備促進特別委員会要望活動(東京)
- 12日 南海地震対策調査特別委員会
- 13日 県政要望
- 20日 高知県市町村議会議員研修(高知市)
- 28日 議会広報特別委員会

【編集後記】

市議会という場所は、市民生活に密接している事項など様々な審議を重ねる神聖な場所であります。然し現在の地方議会制度では二元代表制と言いつつも、多数派会派により議会そのものを与党化してしまい、議員が市の施策に対する執行状況や疑義・行政への批判などを直接質す場であり乍ら、首長への牽制という極めて重要な役を果たせておりません。当市議会に於ても然りで、3月の定例会に於ける一般質問をした議員は14名中僅か6名であります。一般質問は尤も華やかで意義のある発言の場であると同時に、市民からも重大な関心と期待をもたれる大事な議員活動の場であり乍ら、自らの責務を放棄している議員が余りにも多い事に失望を禁じ得ません。行政全般に於ける議員指導による政策論議であるからこそ、僅か年4回開催される定例会に於いて質問出来るにも関わらず、質問をしない議員は議員としての使命・責務は何かという事を全議員が今一度考え直すべきである。

議会広報特別委員 山下 正浩

議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ
 TEL 35-1019(直通) FAX 35-1027